
7 5 0 9 . 他所蔵置許可申請

業務コード	業務名
T Z C	他所蔵置許可申請

1. 業務概要

保税地域に置くことが困難または著しく不適当な貨物について、他所蔵置場所への搬入を行う場合は、本業務により他所蔵置許可申請を行う。また、許可前の申請内容の訂正を行うこともできる。

申請後、税関が行う「他所蔵置許可（期間延長）申請審査終了（CEZ）」業務により他所蔵置許可となる。

本業務入力時に併せて貨物の指定地外積卸申請を行うことができる。

なお、他所蔵置許可となった貨物の他所蔵置場所での搬出入業務や貨物取扱確認業務は本業務を行った申請者が行う。

2. 入力者

航空会社、航空貨物代理店*¹、通関業、機用品業、混載業、保税蔵置場、

（*1）輸出貨物に対する申請の場合のみ

3. 制限事項

①1AWB番号に対して登録可能な他所蔵置許可申請は最大10件とする。

②1申請に対して内容訂正可能な回数は、「他所蔵置許可期間延長申請（TZE）」業務による期間延長申請を含めて最大9回とする。

4. 入力条件

（1）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②申請内容訂正を行う場合は、当初申請者と入力者が同一であること。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）輸入貨物情報DBチェック

入力された貨物の区分が「I（輸入貨物）」の場合は、以下のチェックを行う。

①内容訂正の場合は、入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在すること。

②「貨物取扱登録（改装・仕分）（CHS）」業務により仕分けられた仕分け親でないこと。ただし、スプリット情報仕分けの仕分け親は除く。

③CHS業務により仕分けられた仕分け子の場合は、「貨物取扱確認登録（改装・仕分）（CFS）」業務が行われていること。

④「許可・承認等情報登録（輸入保税）（PCH）」業務により貨物手作業移行登録が行われていないこと。

⑤当初申請の場合は、他所蔵置場所の管轄税関官署で既に他所蔵置許可申請または他所蔵置許可がされていないこと。ただし、他所蔵置許可期間を経過している場合は除く。

⑥内容訂正の場合は、入力された他所蔵置許可申請番号に対する申請情報が登録されていること。また、入力された他所蔵置許可申請番号に対する申請情報以外で、他所蔵置場所の管轄税関官署で既に他所蔵置許可申請または他所蔵置許可がされていないこと。ただし、他所蔵置許可期間を経過している場合は除く。

（4）輸出貨物情報DBチェック

入力された貨物の区分が「E（輸出貨物）」の場合は、以下のチェックを行う。

①内容訂正の場合は、入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在すること。

②MAWBでないこと。

- ③「許可・承認等情報登録（輸出保税）（PAH）」業務により貨物手作業移行登録が行なわれていないこと。
- ④当初申請の場合は、他所蔵置場所の管轄税関官署で既に他所蔵置許可申請または他所蔵置許可がされていないこと。ただし、他所蔵置許可期間を経過している場合は除く。
- ⑤内容訂正の場合は、入力された他所蔵置許可申請番号に対する申請情報が登録されていること。また、入力された他所蔵置許可申請番号に対する申請情報以外で、他所蔵置場所の管轄税関官署で既に他所蔵置許可申請または他所蔵置許可がされていないこと。ただし、他所蔵置許可期間を経過している場合は除く。
- ⑥「貨物情報切替登録（CHG）」業務で作成された貨物の場合は、「一括搬入確認登録（BIL01）」業務で搬入済みとなっていること。

(5) 他所蔵置許可申請DBチェック

申請内容の訂正を行う場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された他所蔵置許可申請番号に対する他所蔵置許可申請情報が他所蔵置許可申請DBに存在すること。
- ②他所蔵置許可申請中であること。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

(2) 申請官署決定処理

申請先税関官署の入力がある場合は、申請先税関官署を申請官署とする。入力がない場合は、入力された他所蔵置場所の管轄税関官署を申請官署とする。ただし、内容訂正時は当初申請時の申請先税関官署とする。

(3) 入力項目補完処理

(A) 入力された貨物の区分が「I（輸入貨物）」の場合

入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在する場合で、かつ以下の条件をすべて満たす場合は、輸入貨物情報より入力項目を補完する。

- ①「AWB情報登録（ACH）」業務、「AWB情報訂正（CAW）」業務、「HAWB情報登録（輸入）呼出し（HCH）」業務、「HAWB情報訂正（CHA）」業務または「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（OIN）」業務によりAWB情報が登録されている。
- ②スプリット貨物でない。

(B) 入力された貨物の区分が「E（輸出貨物）」の場合

入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在する場合で、かつ搬入伝票作成済みである場合は、輸出貨物情報より入力項目を補完する。

(4) 他所蔵置許可申請番号の払出し処理

(A) 当初申請の場合

他所蔵置許可申請番号をシステムで払い出す。

(B) 内容訂正の場合

他所蔵置許可申請番号の枝番を払い出す。

(5) 他所蔵置許可申請DB処理

(A) 当初申請の場合

- ①システムで払い出した他所蔵置許可申請番号に対する他所蔵置許可申請情報を作成する。
- ②入力された他所蔵置許可申請情報を登録する。

(B) 内容訂正の場合

- ①システムで払い出した他所蔵置許可申請番号（枝番付与）に対する他所蔵置許可申請情報を作成する。
- ②入力された他所蔵置許可申請情報を登録する。

(6) 輸入貨物情報DB処理

入力された貨物の区分が「I（輸入貨物）」の場合は、以下の処理を行う。

(A) 当初申請の場合

- ①入力されたAWB番号に対する輸入貨物情報が輸入貨物情報DBに存在しない場合は、輸入貨物情報を新規作成する。
- ②税関手続き情報（他所蔵置）を登録する。

(B) 内容訂正の場合

税関手続き情報（他所蔵置）を更新する。

(7) 輸出貨物情報DB処理

入力された貨物の区分が「E（輸出貨物）」の場合は、以下の処理を行う。

(A) 当初申請の場合

- ①入力されたAWB番号に対する輸出貨物情報が輸出貨物情報DBに存在しない場合は、輸出貨物情報を新規作成する。
- ②税関手続き情報（他所蔵置）を登録する。

(B) 内容訂正の場合

税関手続き情報（他所蔵置）を更新する。

(8) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
他所蔵置許可申請控情報	なし	入力者
	申請先税関官署が入力された場合	申請先税関 （保税担当部門）
	申請先税関官署が入力されない場合	他所蔵置場所の管轄税関 （保税担当部門）

7. 特記事項

他所蔵置許可期間が経過したものは、輸出入申告、保税運送申告（他所蔵置場所から貨物を搬出した後の運送期間延長を除く）及び見本持出許可申請の税関手続きが実施不可となる。